

有効期間満了日 令和7年3月31日

熊生環第900号

令和元年10月7日

銃砲刀剣類所持等取締法施行規則の一部を改正する内閣府令の施行について(通達)

銃砲刀剣類所持等取締法施行規則の一部を改正する内閣府令（令和元年内閣府令第33号。以下「改正府令」という。）が令和元年9月27日に公布及び施行され、専ら標的射撃の用途に供するライフル銃については、銃の全長の下限が「93.9センチメートルを超えること」から「83.9センチメートルを超えること」に引き下げられた。これら改正府令の趣旨、概要、運用上の留意事項等については、別添警察庁生活安全局長通達（令和元年9月27日付け警察庁丙保発第6号）及び警察庁生活安全局保安課長通達（令和元年9月30日付け警察庁丁保発116号）のとおりであるので、事務処理上誤りのないようにされたい。

※ 警察庁通達「銃砲刀剣類所持等取締法施行規則の一部を改正する内閣府令の施行について（通達）」及び「銃砲刀剣類所持等取締法施行規則の一部を改正する内閣府令の施行に伴う事務処理上の留意事項について（通達）」については、警察庁ホームページをご覧ください。